

○ 稲川土地改良区職員の退職勧奨に関する規程

〔平成 25 年 2 月 19 日〕
制 定

（目的）

第1条 この規程は、人事管理上必要があると認められる場合に、職員の退職の勧奨（以下「勧奨」という。）を実施することにより、その合理的な運用を図るとともに、職員の新陳代謝を促進し、財政構造の健全化を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において「職員」とは、稲川土地改良区職員給与規程の給料表の適用を受ける職員をいう。

（対象職員）

第3条 勧奨の対象となる職員は、退職日現在において次の各号のいずれかに該当する者で、定年に達する日の1年以上前までに退職する者であること。

（1）勤続期間が20年以上の職員

（2）年齢が50歳以上で、かつ、勤続期間が10年以上の職員

（退職勧奨の実施）

第4条 退職の勧奨は、職員の家族の状況その他の事情を十分考慮して、理事長が退職勧奨通知書（別記様式第1号）により行うものとする。

（勧奨退職の承諾）

第5条 前条の規定により退職の勧奨を受け、これを承諾した職員は、当該退職勧奨通知のあった日から起算して1箇月以内に、退職願（別記様式第2号）を理事長に提出するものとする。

（勧奨の申出）

第6条 前2条の規定にかかわらず、第3条各号のいずれかに該当する職員が、自発的に勧奨を受けて退職しようとするときは、退職勧奨申出書（別記様式第3号）により、理事長に申出するものとする。

2 前項の規定による申出があった場合において、理事長が必要と認めたときは、当該職員に対して退職勧奨を行うことができる。

3 前項の規定により退職勧奨を行う場合における手続等については、第4条及び第5条の規定を適用する。

（退職日）

第7条 この規程に基づいて退職する職員の退職日は、退職勧奨に応じた日以降における最初の3月31日とする。

（退職勧奨の記録）

第8条 この規程に基づく勧奨退職の記録は、人事主管課長が退職勧奨の記録（別記様式第4号）により行うものとする。

（その他）

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年2月20日から施行する。

別記

様式第1号（第4条）

退職勧奨通知書		稲川土改発第 号 年 月 日
職名 氏名	様	
		稲川土地改良区 理事長 ⑩
<p>あなたは、稲川土地改良区職員の退職勧奨に関する規程第3条第 号に規定する退職勧奨の対象職員となるので、退職の勧奨を行います。</p>		

様式第2号（第5条）

退職願		年 月 日
稲川土地改良区 理事長	様	
		職名 氏名 ⑩
<p>私は、稲川土地改良区職員の退職勧奨に関する規程に基づき、退職の勧奨を承諾し、 年 月 日で退職したいので、ご承認下さるようお願い します。</p>		

様式第3号（第6条）

退 職 勧 奨 申 出 書

年 月 日

稲川土地改良区
理事長 様

職名
氏名 ⑩

私は、稲川土地改良区職員の退職勧奨に関する規程第6条第1項の規定により、退職勧奨の申出をします。

様式第4号（第8条）

退 職 勧 奨 の 記 録

氏 名	[男・女]	生年月日	年 月 日 (歳)
		採用年月日	年 月 日
所 属 ・ 職 名		退職年月日	年 月 日
給 料 月 額		勤続期間	年 月
勧奨退職年月日		職員の応諾 年 月 日	年 月 日
退職勧奨の理由			
参 考 事 項			
作成者の職名・氏名及び印		⑩	